

○宇都宮市交通安全審議会規則

平成 10 年 12 月 18 日

規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市交通安全条例(平成 10 年条例第 41 号)第 7 条第 3 項の規定に基づき、宇都宮市交通安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民まちづくり部生活安心課において処理する。

(平 15 規則 41・平 17 規則 38・平 24 規則 11・一部改正)

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 41 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 11 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。